救急医療を守るために 9月9日は救急の日

近年「平日・昼間は仕事があるから」「昼間は病院が混んでいるから」などの理由で、休日や夜間に救急病院を受診する方が増えていますが、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたすうえ、救急医療にたずさわる医師や医療スタッフの負担となり、救急医療体制を維持できなくなるおそれがあります。

国では、救急医療および救急業務に対する住民の正しい理解と認識を深めるため、毎年9月6日から12日までの1週間を「救急医療週間」、そのうち9月9日を「救急の日」としています。この機会に、救急医療の利用について正しく理解しましょう。

●普段から心がけること

①なるべく医療機関の**通常の診療時間内に受診**する。

②**「かかりつけ医」**をもつ。病気になったときの初期治療や、健康に不安を感じたときに相談できる、身近な医師を探しておく。

③休日や夜間の急な病気で比較的症状の軽い場合、**栃木地区急患センター**を利用する。

◆栃木地区急患センター

市が設置し、栃木市医師会に管理運営を委託する施設です。開業医による当番制で、自身の診療所終了後に駆けつけ、毎日多くの患者さんの診療に当たっています。今年度より日曜日夜間に小児科医による小児救急も実施しています。

急患センターの利用は恒常的に多く、平成27年度の患者数は延べ5，816人でした。平均患者数は夜間一日当たりで6人、休日一日当たりでは60人にもなります。「栃木地区急患センター」が安定して医療を提供できるよう、適正な利用にご理解とご協力をお願いします。

◆問合先

本 健康増進課 ☎(25)3511

8月30日～9月5日 建築物防災週間

建築物の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防ぎ、地震や火災等の災害時の被害を軽減し、建築物の寿命を長持ちさせることにつながります。この機会に建築物等の安全確認を行いましょう。

□火事の時、安全に避難できますか？

廊下、階段、バルコニー等に物を置いたり、防火シャッターの下や防火戸のまわりに物を置いたりすると、火災が発生したときに防火戸が閉まらなかったり、避難が出来なくなるなど、被害を大きくする原因となります。

□建物の外壁は安全ですか？

外壁は、年数が経過すると劣化し、ひび割れや腐食等が発生します。そのまま放置すると外壁材の落下により思わぬ事故が発生し、社会的な責任を問われる場合もあります。日頃から点検し、異常が認められたときは早急に補修・改修を行いましょう。

□建築設備は安全ですか？

換気設備、排煙設備、非常用照明、給排水設備等の事故防止のため、日頃の点検と定期的な検査を実施しましょう。

□エレベーター、エスカレーター等は安全ですか？

昇降機等の日常の維持保全を怠ると、エレベーターの中に閉じ込められるなどの思わぬ事故が発生する場合があります。日常の点検と定期検査を実施することが大切です。

※市では昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修等に対する助成事業も行っています。詳しくは問合先へ。

◆問合先

本 建築課 ☎(21)2441

国民年金のお知らせ

◎障害基礎年金

病気やケガで障がいが残ったとき、障害基礎年金が支給される場合があります。

◆概要　障がいの原因となった病気やケガの『初診日が65歳未満』の方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。

ただし、老齢基礎年金を受給している方は、障害基礎年金の請求ができない場合があります。

◆年金額（年額）

○1級障がい　975，125円

○2級障がい　780，100円

※障害者手帳の等級とは異なります。

◆年金受給要件　初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち保険料の未納が3分の1以上ある場合は、障害基礎年金の請求はできません。

◆必ず事前に相談を　初診日が国民年金期間中または20歳前の場合は、本 保険医療課または各総合支所へ。相談の際には、初診日と通院歴をお調べのうえ、年金手帳をお持ちください。初診日が厚生年金期間中又は第3号被保険者期間中の場合の相談先は、年金事務所になります。

◆問合先

本 保険医療課 ☎(21)2134

栃木年金事務所 ☎(22)4134

◎退職後の国民年金手続き

退職をしたときは、国民年金に加入する届出が必要です。

◆届出が必要な方　20歳以上60歳未満の方で、厚生年金適用事業者等を退職した方およびその退職者に扶養されていた配偶者

◆届出期限　退職日の翌日から14日以内

◆必要なもの　健康保険・厚生年金喪失証明書、年金手帳、印鑑、免除申請をする方は雇用保険被保険者離職票

※国民年金保険料は、月額16，260円です。届出をしないと、将来年金が受け取れなかったり、年金の額が少なくなってしまうこともあります。

◆問合先

本 保険医療課 ☎(21)2134

ご利用ください 住宅用太陽光設置費の補助

市では、住宅用の太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付しています。

◆補助額

1kw25，000円

◆補助限度

4kw100，000円

◆申請方法　申請書は市ホームページのほか、本 環境課、各総合支所市民生活課にあります。その他詳細は問合先へ。

◆問合先

本 環境課 ☎(21)2141 ☎(21)2366

家屋調査にご協力ください

平成28年中に新築（または増築）した建物に対して、平成29年度から固定資産税などが課税されます。該当の建物に対して職員が訪問し、調査をします。調査時間は一戸あたり30分～1時間程度です。なお、床面積・構造に関わらず、物置や車庫なども課税対象となる場合があります。

また、次の場合には住宅用地の特例措置が受けられなくなる場合がありますので連絡をお願いします。

●建物を取り壊した場合

本 資産税課窓口または市ホームページの電子申請システム等により「家屋滅失届」を提出してください。

●建物の用途を変更した場合

本 資産税課へ用途を変更した旨を連絡ください。

◆問合先

本 資産税課 ☎(21)2272

法定外公共物（赤道、水路等）利用（使用）の際のお願い

市所有の法定外公共物の適正な管理を図るため、法定外公共物を利用した工作物、構造物などの設置行為、並びに用途廃止、払下げなどは市の許可が必要です。また、法定外公共物を損傷したり、無断で使用したりするなどの場合には、5万円以下の過料が課せられることがありますので、**市の許可を受けてから使用してください。**

例）・既に住宅の敷地として使用している場合

・住宅への出入りのために水路に橋をかけたい…図参照

・赤道や水路等に管類などを埋設する場合

・赤道や水路を掘削、盛り土するとき…等

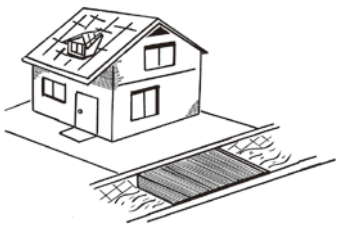

※「法定外公共物」とは、国道、県道、市道、私道以外の道路（赤道等）や1級河川、2級河川、準用河川以外の河川（水路等）などをいいます。

◆問合先

本 土木管理課 ☎(21)2403

市内どこからでも通える 小規模特認校 保護者説明会

小規模特認校制度とは、市内に居住していれば、どこからでも左記の小学校に通学できる制度です。小さな学校だからこそできる、魅力ある活動が盛りだくさんの学校で、子どもたちにしっかりと学力を身に付けさせ、伸び伸びと育てます。

◆市内の小規模特認校

大宮南小、国府南小、真名子小、小野寺北小

◎保護者説明会

◆日時　9月3日（土）11時～

◆場所　市役所本庁舎1階市民スペース

◆問合先

○制度や説明会に関して

本 教育総務課 ☎(21)2467

○入学・転入学に関して

本 学校教育課 ☎(21)2472

平成29年度就学児の就学時健康診断

平成29年4月に小学校に入学するお子さんの健康診断を、表のとおり行います。

◆対象　平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれのお子さん（該当するお子さんの保護者あてに通知書を送付します。健診日1週間前までに通知書が届かない場合は、ご連絡ください）

※表の日程で都合が悪い場合は、事前に問合先へ相談ください。

◆問合先

本 保健給食課 ☎(21)2482

地域	場所	実施日	受付時間
栃木	吹上小	9／15(木)	13：30～13：50
	皆川城東小	9／23(金)	
	千塚小	9／26(月)	13：20～13：40
	栃木第四小	9／27(火)	13：30～13：50
	南小	9／28(水)	
	栃木第五小	10／ 6(木)	
	大宮北小★1	10／ 7(金)	
	寺尾小	10／13(木)	
	栃木中央小	10／18(火)	
	国府北小★2	10／19(水)	
	栃木保健福祉センター★3	10／20(木)	13：10～13：30
大平	大平中央小	9／16(金)	
	大平西小	10／ 4(火)	13：15～13：35
	大平東小	10／ 5(水)	
	大平南小	10／19(水)	
藤岡	赤麻小	9／29(木)	13：10～13：30
	部屋小	10／ 3(月)	
	三鴨小	10／12(水)	
	藤岡小	10／17(月)	13：20～13：40
都賀	合戦場小	10／ 5(水)	13：15～13：35
	家中小	10／12(水)	13：10～13：30
	赤津小	10／14(金)	
西方	西方小★4	9／30(金)	12：50～13：05
岩舟	小野寺南小★5	9／29(木)	13：30～13：50
	静和小	10／11(火)	
	岩舟小	10／26(水)	

★1　大宮南小・大宮北小入学予定児童対象
★2　国府南小・国府北小入学予定児童対象
★3　栃木第三小入学予定児童対象
★4　西方小・真名子小入学予定児童対象
★5　小野寺南小・小野寺北小入学予定者対象